

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・支援の情報

市民生活の支援や、雇用の助成・事業継続に関する支援の情報です。
制度内容は変更になる場合がありますので、詳細は問合せ先へご確認ください。

作成：佐野市政策調整課感染症対策総合調整担当

☎(20)3000 FAX(21)5120

※太字の事業は、市の独自事業です	対象となる方		市が窓口となるもの	
	市民の皆さん	事業所・事業主の方		
感染症の検診や感染予防の相談窓口				
1	栃木県新型コロナウイルスコールセンター			
2	厚生労働省の電話相談窓口			
3	佐野市感染症対策室		★	
税・料金などの支払い猶予に関するもの				
4	税・料金などの支払いの猶予	○	○	★
5	法人市民税の申告期限・納付期限の延長		○	★
市民生活の支援に関するもの				
6	特別定額給付金	○		★
7	子育て世帯への臨時特別給付金等	○		★
8	市立学校の休業中の学習支援・教育相談	○		★
9	保育料の日割り還付	○		
10	妊婦へのマスクの配布	○		★
11	傷病手当金(国民健康保険、後期高齢者医療)	○		★
12	住居確保給付金(家賃)	○		
13	緊急小口資金	○		
14	総合支援資金	○		
15	栃木県勤労者生活資金	○		
雇用の助成や事業継続に関するもの				
16	持続化給付金		○	
17	新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金		○	★
18	事業所などの新型コロナウイルス感染症予防対策への補助		○	★
19	佐野市緊急景気対策資金		○	★
20	飲食店などのテイクアウトの支援「さのまるテイクアウトプロジェクト」	○	○	★
21	医療機関などへのマスクの配布		○	★
22	雇用調整助成金の特例措置		○	
23	小学校休業等対応助成金		○	
24	小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	○		
25	感染拡大防止協力金		○	
26	新型コロナウイルス感染症特別貸付		○	
27	新型コロナウイルス対策マル経融資		○	
28	県制度融資「経営安定資金(新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金)」		○	
29	県制度融資「経営安定資金(新型コロナウイルス感染症緊急対策資金)」		○	



感染症の検診や感染予防の相談窓口

NO	名称・問合せ先など
1	<p>▶ 栃木県新型コロナウイルスコールセンター ☎ 0 5 7 0 (0 5 2) 0 9 2</p> <p>県民からの新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること、発熱などの症状が出たときの対応などについて</p> <p>【受付時間】 24時間（土日祝日含む）</p>
2	<p>▶ 厚生労働省の電話相談窓口 ☎ (0 1 2 0) 5 6 5 6 5 3 (フリーダイヤル)</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する一般的なお問い合わせ</p> <p>【受付時間】 午前9時～午後9時（土日祝日含む）</p>
3	<p>▶ 佐野市感染症対策室 ☎ (2 5) 8 1 3 1、FAX (2 0) 3 0 3 2</p> <p>佐野市の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、まん延防止の対策について</p> <p>【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）</p>

税・料金などの支払い猶予に関するもの

【NO】 ★市が窓口となるもの 【対象者】 ①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

NO	名称	対象	概要	問合せ先
4 ★	税・料金などの支払いの猶予	① ②	<p>感染症の影響により、収入が大幅に減少したなどの事情で一時的にお支払いが困難になった場合、支払い猶予についてご相談いただけます。</p> <p>▶ 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税＝ 収納課 ☎ (2 0) 3 0 1 0、FAX (2 1) 2 2 2 3</p> <p>▶ 介護保険料＝ 介護保険課 ☎ (2 0) 3 0 2 2、FAX (2 1) 3 2 5 4</p> <p>▶ 後期高齢者医療保険料＝ いきいき高齢課 ☎ (2 0) 3 0 2 1、FAX (2 1) 3 2 5 4</p> <p>▶ 水道料金、下水道使用料＝ 佐野市水道お客さまセンター ☎ (2 2) 1 6 9 6、FAX (2 3) 2 7 4 7</p> <p>▶ 公営住宅使用料＝ 佐野市営住宅等管理事務所(株)ハルプ・エンタープライズ ☎ (2 1) 6 0 0 6、FAX (2 2) 0 0 7 7</p> <p>▶ 県税＝安足県税事務所 ☎ (2 3) 1 4 1 1</p> <p>▶ 国税＝佐野税務署 ☎ (2 2) 4 3 6 6</p>	
5 ★	法人市民税の申告期限・納付期限の延長	②	<p>感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合に、申請していただくことで期限の延長が認められます。</p>	<p>市民税課 ☎ (2 0) 3 0 0 8 FAX (2 1) 2 2 2 3</p>

お問い合わせや、申請手続きは感染拡大防止のため、電話、FAX、郵送などをご利用ください

